

市町村対抗野球

祝2連覇!



第60回山梨県市町村対抗軟式野球大会が県内市町村39チームで5月9日より開催され、20日の決勝戦を制した南部町チームが昨年度に続く2度目の優勝を飾りました。

南部町チームは昨年度優勝ということで一回戦をシードされ、13日に行われた2回戦では、山梨市Bチームを7対0で完封しました。3回戦は16日に身延町チームと対戦し、4対0で南巨摩決戦を制しました。準々決勝では悪天候の中、笛吹市Aチームに8対6で勝利しました。

そして、20日に行われた準決勝で南アルプスBチームと対戦し特別延長の熱戦の末2対1で勝利。同日に行われた決勝でも対戦した昭和町を相手に6対0と快勝し、本大会2連覇を達成しました。見事な連続優勝、おめでとうございます。

山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で

町税の徴収を強化します！

税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、町税などを納付した皆さんとの公平を保ち、滞納の解消を図るために、県と共同で『山梨県地方税滞納整理推進機構』を設置しました。今後、地方税滞納整理推進機構では、町税を滞納し納税指導等に従わない方に対し、差押え等の滞納処分を強力に推進していきます。

納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいますが、滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。また、滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期限内に納税されますようお願いいたします。

◎滞納解消に向けた取り組み

●納税相談

町税を納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。

●給与調査

滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する給与調査を行います。

●納税催告

納期限が過ぎても納付のない方に対し、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問などを行います。

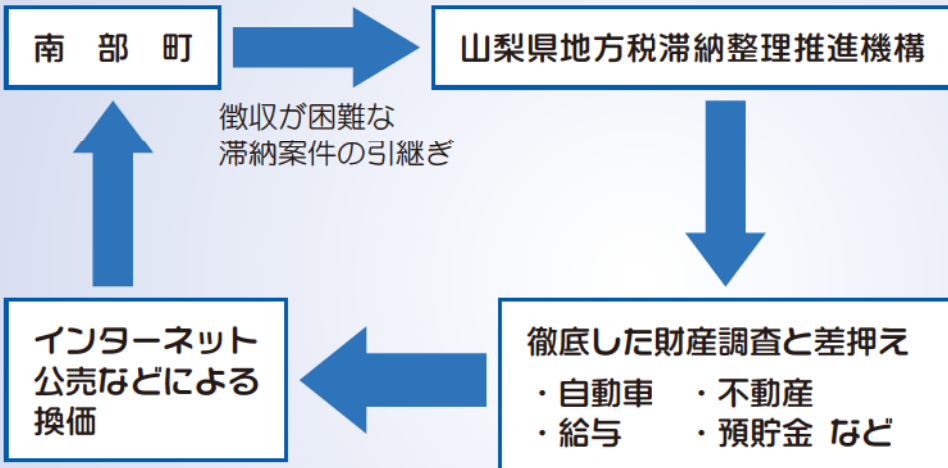
●滞納処分

土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押えを行います。差押え後も納付されない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、預貯金・給与・自動車・生命保険なども差押えの対象となります。

●財産調査

滞納者の財産を官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

◎滞納整理はこのような流れで行います。



問合せ先 税務課 ☎ 66-3404

タイヤロック装置による
自動車の差押え(例)

